

## 議案第26号

### 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

次のとおり鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部を変更することについて、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（平成19年鳥取県条例第12号）第5条において準用する同条例第4条の規定により、本議会の承認を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

鳥取県建設工事等入札制度基本方針（平成19年3月14日制定）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前

## 第2 適正な競争性の確保

○ 略

○ 略

### 1 競争入札に関すること

○ 略

○ 略

○ 略

#### (1) 建設工事に係るもの

○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を行うた

## 第2 適正な競争性の確保

○ 略

○ 略

### 1 競争入札に関すること

○ 略

○ 略

○ 略

#### (1) 建設工事に係るもの

○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合は、これらの入札方式の

めに知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政	制限付一般競争入札	有

区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上1千万円未満	限定公募型指名競争入札（この表において、本店の所在地、施工能力等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたのものの中から知事が別に定める基準に基づき当該入札に参加する者を原則として20以上選定する入札の実施方法をいう。）	有
1千万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政	制限付一般競争入札	有

令第372号。以下「特例政令」という。) 第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満		
---	--	--

略

イ 略

ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店等の所在地に係る区域制限(以下「区域割」という。以下同じ。)は、次の表の第1欄に掲げる発注工種(建設工事の工事内容に応じて知事が別に定める工種区分をいう。以下同じ。)、第2欄に掲げる請負対象設計金額及び第3欄に掲げる施工現場(建設工事を施工する場所をいう。以下同じ。)の所在地の区分に応じ、それぞれ第4欄に定めるとおりとする。

ただし、次の表の第4欄に定める区域割の区分による

令第372号。以下「特例政令」という。) 第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満		
---	--	--

略

イ 略

ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店等の所在地に係る区域制限(以下「区域割」という。以下同じ。)は、次の表の第1欄に掲げる発注工種(建設工事の工事内容に応じて知事が別に定める工種区分をいう。以下同じ。)、第2欄に掲げる請負対象設計金額及び第3欄に掲げる施工現場(建設工事を施工する場所をいう。以下同じ。)の所在地の区分に応じ、それぞれ第4欄に定めるとおりとする。

ただし、次の表の第4欄に定める区域割の区分による

と当該工事の入札の条件を満たす者の数が少なく適正な競争性が確保できないと認められる場合は、当該区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大する等により、入札に参加することができる建設業者の数を増やすものとする。

略

エ ウのただし書の適正な競争性が確保できないと認められる場合の要件を定めるときは、鳥取県建設工事等入札・契約審議会の意を聴くものとする。

(2) 略

2・3 略

と当該工事の入札の条件を満たす者の数が20以上見込めない場合は、当該区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大する等により、入札に参加する建設業者の数を増やすものとする。

略

(2) 略

2・3 略

#### 附 則

変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、平成25年1月1日以降に県が発注する建設工事等の入札について適用する。